

実施直前でも疑問多数！インボイス学習会に41名参加

インボイス制度の中止をもとめるが必要な対応も忘れずに！

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
011-811-1481
FAX 八二一-九七五六



10月1日の実施を目前に事務所にはインボイスについての問い合わせが増えてい

そこで、適格請求書(インボイス)制度について9月22日(金)にレディヤンかすがいで学習会を開催しました。会員・読者だけでなく会外からの参加もあり、41名と立ち見が出るほどの盛況さでした。

免税事業者から課税事業者に転換した人の割合が33%止まりという新聞記事の紹介からはじまり、学習内容は「インボイス制度とはなにか」「消費税申告の仕組み(仕入税額控除について)」「インボイスの登録手続き」「当面の負担軽減措置について」「制度開始後の対応について」を星野事務局長が解説しました。

制度実施が近づくにつれ、取引先の対応も様々だったり、免税事業者に至っては過重な税負担か廃業を迫るものだ。負担軽減措置として2029年9月30日までの課税仕入れにたいしては、金額が1万円以下のものは、適格請求書(インボイス)でなくても仕入税額控除が認められること。申告納税にあたっての「2割特例」登録事業者以外への支払についての「80%・50%特例」や、制度開始後にしなくてはいけない事(印鑑スタンプ作成、書式の設定・本則課税の方

方は、領収書の整理など)について話がある

10月1日まであと少しですが、いま登録申請しても番号が手元に届くまでおよそ2カ月かかり10月1日には番号が通知されません。その場合の対応を記載したリーフレット(国税庁作成)の説明もありました。

参加者からは「忙しい時に外注を頼み日当が発生する。その時は、どうすればいいのか」「外注先がインボイスをくれないときはどうしたらいいのか」「自分は簡易課税だが、インボイスを外注などに頼まなくても大丈夫か」「途中でインボイスを取り下げることはできるのか？」等の質問がありました。

仮に制度がはじまっても「中止」を求める運動を引きつづき進めていくことを訴える学習会は終了しました。



10月14日(土)〜15日(日)
班長研修会を行います
会場 ニューハートピア温泉ホテル長島
12時半 民商事務所集合・出発
参加費 1,000円(支部から補助があります)

【第1日目】
共済会の話

講師 杉本愛商連共済会理事長
藤栄愛商連共済会副理事長

【第2日目】
情勢の話 吉田学習協会会長

参加希望の方は最寄りの役員または事務所まで連絡ください。宿泊が困難な方は日帰り参加もOKです。

11/12日(日)実施の春日井民商まつり成功のため《会員皆さんへのお願い》
○まつり前日の準備、当日の設営・撤収等にご協力ください
○チャリティーコーナーへの物品提供をお願いします
(家に眠っている毛布やタオルなど-ただし新品で、古着や使用済み陶器類は扱いません)
○ビンゴ大会の景品の提供をお願いします
(商品券・ビール券など大歓迎)

今年の前進座公演は

10月9日(月・祝) 午後2時開演

宮部みゆき原作

あかんべえです

特別料金7,500円(定価8,500円)